

資料

人種差別撤廃条約

第四条・七条の実施に関する研究報告（1）

部落解放研究所人権部会

紹介にあたつて

近年、日本国内において人種差別撤廃条約に対する関心が急速に高まりつつあります。

このことは、「条約」の批准を求める議会決議が九府県議会、四三四市町村議会（本年四月一日時点）にも及んでいること、「条約」の早期完全批准等々を求める世界人権宣言実行委員会が一六府県で結成され、活発な活動を行っていることに端的に示されています。

こうした中で、政府も本年一月、国会において中曾根首相が「趣旨には基本的に賛成であり、国内法の整備に懸命に努力してまいりたい」という旨の答弁を行い、「条約」の批准にむけ前向きな姿勢を示しています。

部落差別をはじめ一切の差別撤廃と平和の確立にむけ、私共はこの「条約」が一日も早く、留保なしに批准されることを求めるものであります。

この「条約」の中の重要な条文の一つとして、第四条「人種的優越主義に基づく差別及び煽動の禁止」、第七条「教育文化等の分野における差別撤廃精神の普及」があります。

闘う世界会議」でも、この「条約」の重要性と具体化が一つの大きな議論となりました。（詳細は紀要三七号参照）そして、国連人権委員会人種差別撤廃委員会のホセ・D・イングレス委員より第四条、ジョルジ・テネキデス委員より七条の批准国における実施状況に関する研究報告が出されました。

これらの報告は、日本が「条約」を批准するに際してあ、また、国内で、具体化していく上においても極めて貴重な内容を提起しておりますが国内では全く紹介されていない現状の中で、当研究所人権部会で仮訳するに至ったものです。

本資料が、「条約」に強い関心を抱いておられる方々はあとより、広く各界各層の方々に熟読されることを祈念する次第であります。（なお、本号より何回かに分けて掲載いたしますので御了承下さい。）

一九八四年十一月

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
第四条の実施に関する研究…ホセ・D・イングレス

一 序 言
二 実 施

[A] 既に立法措置がある場合

- 一、ガーナ
- 二、イラク
- 三、ポーランド
- 四、オートボルタ
- 五、ユゴスラビア
- 八、ザイール

(以上、本号で掲載)

[B] 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置

- 一、フィンランド
- 二、イタリー
- 三、オランダ
- 一、フランス
- 二、インド
- 三、イラン

21

18

[A] 第四条a

- 一、第四条a第一項の『流布』の意味
- 二、第四条a第一項の『煽動』の意味
- 三、第四条aの他の項
- 一、フランス
- 二、オーストリア
- 三、イタリー
- 四、オーストラリア
- 五、連合王国
- 六、ドイツ連邦共和国

21

18

四、セネガル
五、ソビエト社会主義共和国連邦
「条約」加入後の新立法措置の採用

一、フィリピン
二、エクアドル
三、ギリシャ
四、ハイチ

三 解 釈

七、ノルウェー

[C] 第四条b

- 一、ノルウェー及びスウェーデン
- 二、白ロシア社会主義共和国及びウクライナ社会主義共和国
- 三、オーストリア
- 四、ブラジル
- 五、ブルンジ
- 六、キューバ
- 七、ネパール
- 八、ニュージーランド
- 九、ウルグアイ

[F] 留保及び解釈声明・宣言の効果

結論と勧告

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
第七条の実施に関する研究

……ジョルジュ・テネキデス

序 言

第一章 第七条に基づく国家の義務

[A] ガイドライン

- 一、迅速で実効的措置
- 二、当事国が引き受ける義務の範囲
- 三、人種差別を導く偏見と闘うという国家の義務
 - (一) 人種的偏見を根絶するための措置
 - (二) 諸國家及び人種的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進するために当事国によってとられる積極的措置

[B] 基本的文書、四つの国際連合文書

- 一、国際連合憲章
- 二、世界人権宣言

[E] 留 保

- 一、バハマ国
- 二、バルバドス

- 一、バハマ国
- 二、バルバドス

三、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言

四、一九六九年一月四日発効のあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約

第一章 いろいろな措置

[A]

国内的措置

一、法的なたは、特定の権限を有する機関の教育的役目

二、適切な教授

三、適切な教育

四、基本的に人間を中心の文化

五、人種差別と闘うためのマスメディアの組織的動員

[B]

国際的措置、当事国による「条約」第七条の規定の誠実な実施を監視するための人種差別撤廃委員会(CERD)の権限

結論 第七条の特質のその人間的、社会的及び国際的意味ある

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する 国際条約第四条の実施に関する研究

人種優越主義と人種差別と闘う第一回世界会議

(一九八三年八月一日—一一日)

参加者のための資料として会議に先立って配布された文書

Distr.

GENERAL

A/CONF. 119/10

18 May 1983

Original: ENGLISH

事務総監による注解書

人種差別撤廃委員会の趣旨により、事務総監はこゝで、第二回世界会議において、「条約」第四条の実施に関する研究を提出する光栄を有する。この研究は、委員会の決定に基づいて、特別報

告書、ホヤ・ロ・イングレーズ (Mr. José D. Ingles) によって作成されたものを、委員会がその第十七回会議において審議したものである。

この研究は、「条約」第七条の実施に関する研究 (A/CONF. 119/11) と相まって、第二回世界会議に対する委員会の貢献である。

四 次

一 次

[B] 意見及び表現の自由への権利との関係
一、フランス
二、オーストリア
三、イタリー
四、オーストラリア
五、連合王国
六、ドイツ連邦共和国
七、ノルウェー

- [A] 立法措置が既にある場合（以上、本章）
 一、ガーナ
二、イラク
三、ポーランド
四、オートボルタ
五、ユーゴースラビア
六、ザイール
「条約」への加入検討過程で採用された立法措置
 一、フィンランド
二、イタリー
三、オランダ
現行法の改正
 一、フランス
二、イング
三、イラン
四、セネガル
五、ソビエト社会主義共和国連邦
「条約」加入後の新立法措置の採用
 一、エクリプン
二、ギリシャ
三、ハイチ

- [C] 第四条d
 一、ノルウェー及びスウェーデン
二、白ロシア社会主義共和国及び
ウクライナ社会主義共和国
三、オーストリア
四、オランダ
五、ブルジル
六、キニーバル
七、ネパール
八、ウルグアイ
九、ニニージーランド

- [D] 第四条d
 平和的な集会及び結社の自由への権利との関係
 一、デンマーク
二、オーストリア
三、トンガ
四、ベルギー
五、カナダ
六、ブルジル
七、キニーバル
八、ウルグアイ
九、ニニージーランド

- [E] 第四条d
 一、バハマ国
二、バルバドス
三、ジャマイカ
留保及び解説声明・宣言の効果
結論と勧告

- [F]

- [A] 第四条a
 一、第四条a第一項の『流布』の意味
 二、第四条a第一項の『煽動』の意味
 三、第四条aの他の項

- [B] 第四条a
 一、バハマ国
二、バルバドス
三、ジャマイカ
留保及び解説声明・宣言の効果
結論と勧告

一 序 題

1、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の第四条
は、以下のように規定する。

- a、处罚されるべき犯罪であることを認める。
c、国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種的差別を助長
し又は煽動することを許さない。

第四条（人種的優越主義に基づく差別及び煽動の禁止）当事国
は、一人種又は皮膚の色ぬくべき民族的出身からなる人々の
集団の優越性を認く思想又は理論に基いているか、又はいか
なる形態の人種的憎悪及び差別をも正当化しむる時は助長しよ
うとするすべての宣伝及びすべての団体を禁難し、そのもつた
差別のあらゆる煽動又は行為を根絶するべくしてこれを止めた相應か
つ積極的な措置をとることを約束する。がたこのため、締約国
は世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に記載す
る権利に留意し、特に次のことをやめよう。

- a、人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的
差別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色ぬくべき民族
的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又は
これらの行為の煽動、及び人種的差別に対する財政的援助を
含むいかなる援助の供与も、法律によつて处罚されるべき犯
罪であることを宣言する。
b、人種的差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及
びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しがつ禁
止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によつて
拡大していく。

- 3 ナイジニアの委員会は『人種的優越ある』は憎悪に基づ
いた思想のあらゆる流布、人種差別への煽動、並びに暴力行為あ
るいはあらゆる人種または個人の集団……に対するこののような行
為への煽動』の法律による处罚を規定し、第四条aの適用範囲を
拡大していく。

4 ナイジーリアの諮詢案はまだ、第四条の導入部に、「世界人権宣言に具現された諸原則及びこの条約第五条に記載する権利に留意し」という一句を入れていた。自由な言論と集会を保護する人達は、このことをめりて、言論の自由と結社の自由への権利を脅かすようならどうな措置をとる義務を当事国に課すものではないと解釈した。しかし一方、世界人権宣言の第二十九条二項は、「他人の権利及び自由の正当な承認、及び尊重を保障する」と並んで民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをも含めた内容として法律によりて規定されねよつた」すべての人の権利と自由の制約を認めていた。第四条と眞諦の自由の間に、また第四条と自由な結社の権利の間にバランスが維持されなければならないことは明確である。

5 一九六九年一月四日に「条約」が発効した当時、この特殊な条文を実施するための法律をまだ制定していない「条約」当事国が多かった。この状況は一九六九年に当事国が「条約」発効時点の二八カ国から一八八カ国に増えた時点でも実質的に変わらなかった。しかし、「条約」の批准または加入に先立つて必要な立法措置をとった国も少くはない。第四条の規定と実質的に合致しているといふべき立法措置がすでに存在すると言った国は、むつと少なかった。

6 「条約」当事国となつたことじで、当事国として要求される義務は未だされたところ誤った考えを表明した國々であった。これらの国々は、「条約」は編入あるいは変形によって憲法の一一部となつたので、「条約」を実施するために必要な特別の措置は取れていないといふべきである。

必要ではないとするものであった。

7 また人種差別や人種差別宣伝を禁止していく西園の憲法の規定を引用する國々にもあった。しかしこれの國々にも、これらの憲法上の禁止規定の実施を保障する法律の条文を提出するに必要な例がないかい、これを禁止することは必要ないし、逆効果になら。法律の規定は存在しないところから、人種差別あるいは人種差別への煽動、並びに人種差別団体や宣伝は憲法違反であるということもある國がいくつかあった。

8 報告書の中でも、西園の國には人種差別は存在しない。あれはその例がないかい、これを禁止することは必要ないし、逆効果になら。しかしやのうだ差別への煽動あるば行為を根絶するための措置をいひいさせらるに不要であると述べる國もあるべきである。

9 一九七〇年の第一回定期委員会は、「条約」の第九条一項に従つて提出する報告書の作成を援助するためのガイドラインを採択したが、実施にかかる問題がこのガイドラインに照して生じた。「条約」当事国は、ことし、「条約」第四条の規定に従つて、どのような行政的、立法的、司法的めぐみの他の措置をとったかを報告するよう求められた。

10 一九七一年一月二四日委員会は一般的勧告一(General Recommendation I)を採択したが、これは次の通りである。

『西園はその第五会期であらゆる形態の人種差別撤廃に関する國際条約第九条に従つて当事国が提出した報告書を審議せられた。その結果、多くの当事国の法網が、条約第四条aひいて規定されている条文を含んでいたことを認めた。これらの実施

律によつて处罚されるべき犯罪であることを認めた。

(三) 国又は地方の公権力又は公的公共団体が人種的差別を助長し煽動することを許さない。

(四) 一九七一年一月二四日の一般的勧告を実施するためとしてられた適切な措置に関する情報。この勧告によつて委員会は、第四条の実施についてその立法措置が不完全である当事国は、その国内立法手続に従つて、条約第四条a及びbの定める要件に合致した規定を補足する問題を考慮すべしと勧告した。

(五) 一九七三年五月四日委員会が採択した決定3(五)に対する情報。委員会はこの決定によつて当事国に対して、次の通り要請した。

(1) 各国において、条約第四条a及びbを実施することを明記された権利には留意するものとする。

(一) 人種的優越及び憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の煽動、並びに、いずれかの人種もしくは異った肌の色または種族的出身の個人に対するあらゆる暴力行為がたはこのよつたな行為の煽動、並びにあた、財政的援助を命む、人種差別的活動に対するあらゆる援助の供与を法律によつて处罚されるべき犯罪とする。

(二) 人種的差別を助長し煽動する団体、並びに組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動が違法であることを宣傳しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法

二 実 施

立派打掛が風にさむれ

12 「条約」第四条の掲げる目的あることを條件はすでに現在に於て
謂によつて未だ足りてゐるのど、「条約」が発効したからといひて改めて立法措置を立てしならぬ必要でない」と報告してくる國があ
らへつかね。

13 カーク改修せんの銀川聯和輪(CERD/C/R.70/Add.13)・JU
第七報告書(CERD/C/91/Add. 21)によれば、銀川聯和輪
(第廿八回)の銀川然、銀田然、第一二然、一頃じて聯和輪
だ。

第三条 その構成員がある特定の社会集団あるいは宗教信条への帰属者に実質的に限定されてゐるようないかなる団体も、その目的の一として、その意に反して結成された他のいすれかの団体、またはその団体のいすれかの一部を、その共同体または宗教に基づいて懲罰、侮辱または嘲笑することは、この法律の侵犯である。このような団体の管理責任を有するいすれの個人も、その団体が法人組織を有すると否とを問わず、即法裁判によつて五百ポンド以下の罰金または三年以下の懲役、もしくはそのような罰金及び懲役の双方に処せられる。

15 カークの席田新司(20 March 1978, CERD/C/20/Add. 6) セイ・シト・ヨウヒン・タケミ・カツ。

『1』、カーラの一九五七年の兼原難土治(兼原八郎)は、固体が担の社会集団を書かれるよつた。船運送、地域的、人種的あるいは宗教的偏見を行ひしむ、ひれに役職あるひとと、一般の禁止行為のやうな、だからいじめたりの法律が、国際の条約がカバーする人種差別を特に指摘するものでせんだ。

『2』、a 条約第四条の文脈においてみると、人種的偏見に基く而て略奪の施るものは禁制、人種差別の煽動と認める特別の立法措置せざる。しかし、この種の行為に対する处置在一九六〇年の京成(法令第一六九号)の規一八三條によつて同様に考へらる。この條文は以下の通りである。

第一八三条一項 最高軍事評議会は、かかる新報、雑誌、書籍、または文書、またそれらの一部の輸入でも公共の利益に反するとき考へる時は、適宜、行政措置によりて、この種の定期刊行新聞、書籍や文書の輸入を禁止することができる。また、同じ措置あるいは継続措置によって、これの過去並びに将来の出版物の輸入を禁止することができる。

b 問題点は、ここに記つ「公共の利益」とは何かといふことだが、政府の政策に大きく左右されることがある。政府が人種差別思想の流布を禁止するであらうことば、容易に推測される。

c 第一八三三条四は、同じ条文の(1)に対する犯罪を、三年以上

第一項　いかなる他の団体や共同体のいかなる一部も、憎悪、侮辱等は嘲笑にあらざれたという事実は、この四約の応の証拠となる。

第四条 この法律第三条に基づいて有罪とされた場合、有罪判決を行つた裁判官あるいは司法官は総督による審理のために、事實関係を説明する。大臣は命令によつて当該団体の解散を宣言することが出来る。

第二条項 一定の行為事態あるいは事実がこの法律に
対する犯罪と宣告され、あるいはある団体が違法であると宣告
された場合は、犯罪人は判決により五〇〇ポンド以下の罰金、
または三年以下の懲役、もしくはこのよろな罰金及び懲役の双

方には処せられるものとする。
14 委員会はガーナのこの立法措置を、総会への年次報告の中
以下のようにコメントしている。
『委員会は、一九五七年の差別禁止法の第三条及び第四条

が、条約第四条の要件の一部を充足していると考える。しかし a 及び b の規定する要件を充足するものとは考えない。a は個人の行う行為に関しており、b は団体で「管理責任的立場」になら構成員に適用する……。

ガーナ代表は、一九五七年の差別禁止法が条約第四条の定める要件をどの程度充足するものであるかといつて懇意会の「メン」トに留意すると言述べた。また、ガーナにおいて、この国の法制を全般的に洗い直すための作業が進行中であるとも述べた。されど前項と言及されてゐる質問への回答において、ヤマサ、紀伊

- 伝を行つこと。
- (d) このような団体の支持のため人を集めること。
- (e) このような団体が管理する、または管理せざるいといなつてゐる基金もしくはこのような団体の利益のために何らかの寄金を行つたり、貸付けをすること、あるいはこのような寄金または貸付を受けること。
- (f) このような基金について何らかの保証すること。
- (g) (d)の規定の何れかを侵犯した者は何人たりとも有罪とされ、一百新セディス以下の罰金または1年以内の懲役、もしくはこの両者の刑に処せられる。
- (h) 檢事総長の請求により高等裁判所は、この条文によって禁止団体と宣告されたいかなる団体についても、その団体の整理と解散、あるいは団体のすべての所有物や資産の処分のために裁判所が公正と認定する命令を行うことが出来る。
- (i) この条文における「管理者」とは、いかなる団体であることを問わず、団体のすべての役員、並びに団体の経営や管理を司じる、あることは団体において経営や管理職にある、あるいはこのよつた立場にあると推定されるすべての人を意味する。
- b この条文はこれら諸規定のいずれかを侵害する管理者と個人の双方に対する处罚を規定する。
- c 以上からして、ガーナには人種差別的思想、人種差別への煽動に関する特別の立法措置がないことは明白である。しかし現行法にとって、いかなる人種問題にも対処しつづけ。例えば、いはこのよつた立場にあると推定されるすべての人を意味する。

この条文はこれら諸規定のいずれかを侵害する管理者と個人の双方に対する处罚を規定する。

c 以上からして、ガーナには人種差別的思想、人種差別への煽動に関する特別の立法措置がないことは明白である。しかし現行法にとって、いかなる人種問題にも対処しつづけ。例えば、いはこのよつた立場にあると推定されるすべての人を意味する。

『ガーナの法制が条約第四条a及びbの要件をどの程度まで充足するのか』という問題は前回の議会期で論議された（同八七と一八一項）。この点は再び第一八会期で論議された（一九五七年の差別禁止法（第三八号）が特に人種差別を取り扱うものではなく、またガーナには、人種差別思想の流布や人種差別の煽動に関する立法措置も存在しないことをガーナの報告書が認めていることを委員会は注目した。しかしながら報告書は『刑法典の第一八二条Aと第一八三条の適用と「公共の福祉」という表現にいかなる解釈を与えるかによって、現行法であつていかなる人種問題にも対応出来ると主張している。「公共の福祉」とは何んであるか』という点は、原則として政府の政策によるのであり、政府が人種差別思想の流布を禁止するものであることは容易に推定されると、主張している。しかし委員会の一部には、「公共の福祉」という概念は法律上有用な概念としては余りに漠然としており、人種差別を明確な形で禁止するための条約の諸条件の充足を保障するには、この程度の立法措置では不充分であるとの見解もある。これらの委員は、ガーナが状況を改善し、準備中の新憲法の中に入種差別に特定したものと明確な条文を入れよう強く要望した。委員会は、ガーナの報告書の中に言及されども、刑法典の諸規定は、強行規範としての性格を有する、条約第四条の要件を完全に充足するものではないという見解である。』

二、イラク

- 17 イラク政府は一九七〇年一月一四日だ「条約」を批准した。委員会の決定3(四)に対する一九七三年一月一日の回答において、イラク政府は、一九六九年のイラク共和国の暫定憲法第一九条と一九六九年的イラク刑法典第一一号の第一一〇〇条、第一一〇四条及び第二〇八条を引用した。以下の通りである。
- (暫定憲法) 第一九条
- a すべての市民は、性別、人種、言語、社会的出身あるいは宗教の理由に基づく差別なく、法の前に平等である。
- b 法律の範囲内で、すべての市民に機會均等が保障される。
- イラク刑法典第一一〇〇条
- 憲法の基本原則と社会の根本規範の変更を企て、あるいは、分離主義や分断主義を支持したり宣伝したり、あるいは、異ったセクトや人種間に紛争を煽動したり、あるいは、憎悪の感情や憎悪をイラク国民の間に興起する何人についても、同じ处罚が適用される。
- 刑法典第二〇四条
- (一) 以下に掲げる行為を行つた者は一五年以内の懲役、並びに一〇〇〇イラクディナール以下の罰金に處す。
- a 第一一〇〇条、第二一〇二条に掲げられた行為を目的とする結社、委員会あるいは団体を結成、設立あるいは管理する者。
- b イラク国外で上記の種類の結社、委員会あるいは団体の支部を形成、設立する者は管理する者。但し本部は国外にあるものとする。
- c 上記の種類の結社、委員会あるいは団体の支部をイラク国外に形成、設立する者は管理する、イラク在住の外国人並びにイラク人でも国外に在住する者。
- (二) 以下の場合は、懲役は一〇年以下とする。
- a 何らかの形で前記の種類の結社、委員会あるいは団体、並びにこれらの支部にこれら団体の目的をよく説明

した上で参画したり、参加する者。
b 違法な目的で前記の種類の結社、委員会等による団体、それらの支部のいずれかに個人的あるいは間接的に接觸したり、他人をそそのかしたり、また他人に同様の行為のための便宜を提供する者。

刑法典第110八条

次の場合について、七年以下の懲役あるときはHOOイラクディナール以下の罰金、または双方に処せられる。

(一) 第110〇條、第110一〇条に掲げられた行為の教唆、承認

または宣伝を命んだ原稿、出版物あるいは録音を、悪意をもって取得または所持する者。但し、これらが配布または出版、あるいは人びとの注目を惹かせるよう準備されたときのことと要する。

(二) 前条の諸規定に規定された諸田的何れかを田的とした

理論、結社、委員会または団体に関する出版物、録音または放送、歌または宣伝のための資料を田理、録音または広報のための手段によって所持する者。

18 総会に提出された委員会の報告書は、次のとおりに記述して

くる。
『総統第四条に関する』、イラクの刑法典の第十の規定が報告書の中記述されているが、これでは、人種差別の禁止を明確に定めるものではないという見解が、委員会の一端の祭典における民族的、宗教的な差別の禁止を規定しているが、これが民族は、条約第四条の要件を充足するよう他の規定が刑罰典の中にあるかどうか質した。………

条約第4条に關連して、イラク代表は次のように述べた。刑法典第110〇条は、人種差別にかかる憲法第一九条の侵害に対するいろいろの刑罰を規定している。それ故刑法典の第一九条以下の規定も、あるいは形態の差別に関する憲法の諸規定を補足するものである。

III. ポーランド

19 一九五九年七月二二日に立法議会が採択したポーランド人民共和国憲法は、その第六九条に以下のように規定する。

一、ポーランド人民共和国市民は、国籍、人種または宗教の区別なく、均等の分野の公的、政治的、経済的、社会的または文化的な生活を平等に享受する権利を有する。国籍、人種または宗教を理由として、特權を直接ある者は開拓に付与したり、権利を制限したりするなどするの原則の侵害は、法律によりて処罰される。

二、民族的、人種的または宗教的相違に基づく憎悪や侮辱を広めること、紛糾の挑発や個人に対する屈辱は、禁止される。

20、一九四六年六月一三日の全人民議議会議長の布告は、ポーランドの再建期間中の特別に危険な犯罪に関するが、あるいは形態の、人種並びに民族差別に対する刑事法規を規定して、次のとおり宣言する。

第三〇條 民族的、人種的または宗教的な相違を理由として、人に紛糾を煽動し、あるいはこのよつた紛糾を推奨する者は何人と連れて、五年以下の懲役に処せられる。

二、集団または個人を公然侮辱し、嘲笑しあるいは中傷する者は何人も、三年以下の懲役に処せられる。

第一項 第一項に規定された理由で、個人に肉体的攻撃を行う者は何人も、六ヶ月から五年の懲役に処せられ。

22 一九七八年一月一七日付のポーランドの第五定期報告書(CERD/C/20/Add.10)は、以下のとおりに記述している。

『ポーランド刑法が、あるいは形態の人種差別撤廃に関する国際条約の第四条の規定する要件に則って起草されて、少なくとも現行法は、正當ではなく。刑法典の第117〇条、第117一一条、第117四〇条の諸条に謳われてゐる法規は、援助(財政的の命令)と煽動の禁止についての規定は命んでいない。その理由は、ポーランド刑法法によると、刑法典第一八条によつて規制される援助または煽動の形態であつてもかた、法律による处罚が可能な犯罪を犯したものと見なれるからである。第一八条は、たゞ、援助されない行為をすることを他人に望むとか、または当人を援助したり、あるいはそのよつた行為の実行を容認したりするなどによつてこれに同意を示す者は、煽動罪(abet)に処せられるかといひある。刑法典第一八条によつては、あるよつて、財政的支援の援助の一形態である。

加えて、結社に關するポーランド法(ポーランド國家評議会議事規則一九三一年一〇月一七日付、Dz. U. No.94, para.

808)は、ポーランド国内に憎悪と差別を助長するよつた固体的形態的設立する可證性を排除してゐる。しかしこの点は、刑法第一条によつて規制されている。第一條は、ポーランド國

第一項 民族的、宗教的または人種的所属を理由として個人に肉体的攻撃を行つたり危害を加える者は何人と論えども、同じ刑罰に処せられる。

第二二一一条 民族的、宗教的または人種的所属に基づいて集団や個人に対する犯罪を行つ者は何人も、そのような犯罪が致命的結果または重大な傷害、公の秩序の侵犯、あるじせ公の安全の侵害を招來する限りにおいて、三年以内の懲役、終身刑または死刑に処される。

第二二二条 第二二一条は第二二三条と規定する犯罪を行つたことを理由とする合議に参加、あるじせのよつた犯罪を共犯としていた暴動行為に加担する者は何人も、懲役刑に処せられる。

第二二三条 第二二一条は第二二三条と規定する犯罪を行つたことを理由とする合議に参加、あるじせのよつた犯罪を共犯としていた暴動行為に加担する者は何人も、懲役刑に処せられる。

第二二四条 第二二〇条から第二二三条に規定された犯罪の実行を阻止するという義務に反する者は何人も、二年以下の懲役または拘置に処せられる。

21 一九六九年四月一九日に議会で採択されたポーランド人民共和国憲法は、一九七〇年一月一日に効力した。これはとつねに述べた一九四六年六月一三日の全人民評議会議長の布告を廃止したもので、『公の秩序に反する犯罪』と題する一章には、次のような規定がある。

第二二〇条一項 このよつた紛糾を公に推奨する何人も、六ヶ月から五年の期間、同じ处罚(六ヶ月から八年の懲役)に処せられる。

第二二四条一項 民族的、種族的または人種的所属に基づいて

此は総社の権利を保持する。但し『心の疎約、幾構めた活動が法律に反して構成されしるべか、もた安全、平和や公の秩序を脅かすものでない』ものに限定される。

やがて、人種差別を目的とする総社または団体の設立は、刑法典第一七六条及び第二七八条に基づいて処罰される。これらは次の通りである。

第一一七六条一項 犯罪を行う目的の団体に加入するものは何人も、六ヶ月から五年の懲役刑に処される。

二項 この団体が武装的性格を有する場合は、前項の刑は、一年から八年の懲役刑とする。

三項 前二項と二項に該する団体を設立し、あることは運営する者は何人も、二年から一〇年の懲役刑に処せられる。

第二七八条一項 國家當局に対してその存在、構成または目的が秘密とされている団体に加入する者は何人も、三年以下の懲役に処せられる。

一項 このような団体を設立し、あることは運営する者は何人も、六ヶ月から五年の懲役に処せられる。

二項 公式に解散を命ぜられ、あるいは合法しされなかつた団体を運営する者は何人も、六ヶ月から五年の懲役に処されね。

刑法典の上述の諸条文並びに第一一二条から第二一七四条までを概観するに、「条約」第四条に記載されているよつないくなる人種差別団体め、ボーランドでは違法ともされることは疑ひなら。從つて、このような団体への加入は、以上述べて来た法律規定によつて处罚の対象となる。』

「て处罚の対象となる。』

23 人種差別撤廃委員会は総会に提出した報告書の中で、ボーランドの第六定期報告書について以下のように述べてゐる。

『ボーランドの法制によって大幅にカバーされてくるといふべきな規定は用法典の中に、憎悪や侮辱の流布を立派に凶別していることが注目された。この点と関連して、刑法典第二

七一条が、ことに人種的差別を理由とするいわかいを公に煽動することを处罚の対象としていることも注目された。しかし同じような規定は用法典の中に、憎悪や侮辱の流布に関しては存在しないようにも見えるという見解の表明もあった。もしくは憲法第八四条は、その目的が共和国の政治的・社会的組織あるいは法秩序を害するような団体の結成と加入を禁止していることも注目された。このような禁止を実施するためどんな立法措置が存在するのか、このような団体へ加入した場合とのような处罚があるのか、また、憲法第八四条が人種差別団体との関連で適用されたケースはあるかなどが質問された。人種的偏見に基づいた団体の結成に対してボーランドでは特別の防止措置をする必要はない」とボーランドの報告書は記述していくが、次の定期報告書はこの方面についての情報を提供しなければならないとする見解を表明した委員が若干ある⁽²³⁾た。』

四、オートボルタ共和国

24 オートボルタは一九七四年七月一八日に「条約」を加入した。「条約」第四条を遵守しているところを示すため、オートボルタは一九七八年一〇月一一日（CERD/C/51）に、現在法の次のようないくつかのテキストを提出した。

憲法に違反し且つ平和の破壊を構成する犯罪と憲法に為に関する、一九五九年八月三一日の法律第一五号AL（抜粋）

第一条 オートボルタ憲法に則り、国民の間に不和を惹起する怖れるある、良心の自由並びに信仰の自由に及ぼすいかなる差別行為や挑発め、一年以上五年以下の懲役並びに五年以上一〇年以下の自宅拘禁に処せられる。

人種的あるいは種族的差別、分離独立宣言あるいは信仰の自由に反対する行動の目的あるいは結果が、國家の国防保安令と共和国の領土の一体性に対する侵害を構成する犯罪あるいは違法行為の一ひどい場合ば、このよつた行為を行ひ、あるいは煽動した者は共犯者として訴追せらる。

第二条 暴動、暴力行為あるいは脅迫によつて、一人もしくはそれ以上の市民が自己の権利の行使を妨げられた場合は、行為者各自とも、六ヶ月以上一年以内の懲役に処せられ、五年以上以内の間市民権を剥奪せらる。

団体に関する一九五九年八月三一日の法律第一八号AL

（抜粋）

第一〇条 計議院議長は、國議が採択する布告に従つて以下の如き団体や集団の解散を宣告出来り。

（一）ハイウエーヤ公の場所で集会し、あるいは、平和の破壊を惹起するよつたデモを煽動する。

（五）人種的、地方主義的あるいは教説的憎悪を、共和国の内部あるいは共同社会内部に推進し、あるいは維持せんとする。

出版と出版活動による犯罪に関する一九五九年八月三一日の法律第一〇号AL（抜粋）

第二一一条四項 いかなる分離スローガンあるいは歌、ひとと公の場所あるいは公の集会における人種差別的あるいは地方主義的性格のものの流布は、六ヶ月以上一年以下懲役並びに一〇〇〇以上三〇〇〇フラン以下罰金もしくはこの両处罚の一つによつて处罚せらる。…………

第二二八条一項 この法律第一一二条と第二一八条によつてカバーされなくて、その出身によつて特定の人種あるいは地域に属する人々の集団を同じ方法によつて中傷する者は、懲役に処せられる。

（二）『委員会は、現行法は条約第四条一項の条件を充足してゐる』とつう一般的の意を達した。しかし一部の委員は、条約第四条のすべての条件が現行法によって充足されてはならないといつて記述してゐる。

25 人種差別撤廃委員会は総会に對する報告書の中で、次のように記述してゐる。

『委員会は、現行法は条約第四条一項の条件を充足してゐる』とつう一般的の意を達した。しかし一部の委員は、条約第四条のすべての条件が現行法によって充足されてはならないといつて記述してゐた。その理由として、一九五九年八月三一日の法律第二〇号ALの諸規定は人種差別団体を特に禁止するものではない、むづつことであった。他の委員達はしかし、一九五九年

八月三一日の法律一八号ALの第一〇条に従って閣僚會議において議長が出した布告に據りて団体並びに集団を解散出来る権限は、条約第四条の関係要件を充てない見解である。これに関連して、指干の添付は報告書の中の「何らかのギャップや抜け穴が発見された場合、条約の発効に際して、国際的レベルでの保障を強化する目的の新しい規定が、ヨーロッパタの刑法典の制定にかられて、起草されるであつ」と記述した。

「条約」第四条に関連して、報告書は付属文書²⁵並びに権限を入れていた。各々抜粋ではあるが、憲法に違反し、平和の破壊を構成する犯罪並びに違法行為に関する一九五九年八月三一日の法律第一五号AL、団体に関する一九五九年八月三一日の法律一八号AL、それと出版と出版活動の違法行為に関する一九五九年八月三一日の法律第一〇号ALを紹介したものである。これらの規定が「条約」第四条の規定を基本的に充てしていることと、満足の意が表明された。しかし委員の一人は、法律第一五号と第一八号に若干不充分な点があることを指摘した。この委員は『良心の自由と信仰の自由に対するいかなるデニストムーション』という表現が余りに制限的と考えられる可能性のあるところから、法律第一五号は「条約」第四条の諸要件に照して拡大されることが大切であると述べた。また、人種的あるいは種族的差別行為や地方分離宣言、信仰の自由に対するデモを支持したり煽動したりする者が単なる共犯者として訴追されることが不可能であると表明する委員も一人あった。⁽²⁶⁾

「条約」第四条に照應して、法律第一五号ALの規定の中に入っており、報告書の中にも言及されてくる『テヤンストレーシヨン』という表現に与えられてくるやかな解釈がオートボルタ政府独自のものか、あるいは裁判所によっても支持されてもおかぬのかを質した委員も一人あった。

四 ヨーロッパセクタ

26 ヨーロッパセクタの田憲法（一九六二年）の第四一条三項は、出版並びにその他の情報メディアの自由、討論並びに公の発表の自由、集会並びにその他の公の命令の自由を保障していた。特に第三項は、『何人もこれらの自由と権利を、民族的、人種的あるいは宗教的憎悪もしくは不寛容の流布……の目的で使用してはならない』と規定していた。

27 ヨーロッパセクタの田憲法（一九六二年）の第四一条三項は、憲法第一七〇条三項に今日なっている。ここにはひとく『民族的不平等並びに民族的、人種的宗教的憎悪もしくは不寛容をひらめたり実行したりすることは、憲法違反であり处罚される』と規定されている。

28 同じ様な規定は各共和国並びに自治州の憲法にも存在している。すなわち、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ社会主義共和国（第八〇条）、クロアチア社会主義共和国（約一四七条）、マケニア社会主義共和国（第二一〇条）、モンテネグロ社会主義共和国（第一九七条）、スロヴェニア社会主義共和国（第二一四条）、セルビア社会主義共和国（第一九四条）、コソボ社会主義共和国（第一九四条）、コソボ社会主義共和国（第一九四条）、

義田治州（第一八七条）、それにヴァジュヴァディナ社会主義自治州（第一九四条）である。

これに対応して、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の刑法典（一九七七年）の第一三四条、第一四一条並びに第一五四条は、田刑法典の第一一九条、第一一二条並びに第一四八条をそれぞれ使用して以下のように規定する。

第一三四条一項、宣伝もしくは他の方法によって、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国内に住む民族や国民の間に、民族的、人種的あるいは宗教的憎悪や不和を挑発したり煽動する者は何人も、一年以上一〇年以下の懲役刑に処される。

二項 市民を侮辱し、あるいは他の方法で民族的、人種的あるいは宗教的不寛容を挑発した者は何人も、三ヵ月以上三年以下の懲役刑に処される。

三項 地位または権威を利用して、この条文一項と二項に規定される活動に集団として組織的に從事し、その結果秩序の破壊、暴力その他の重大な結果を招來した者は、一項によつて最短一年間の懲役に処せられ、また二項によつて六ヵ月以上五年以下の懲役に処せられる。

第一四一条 全部あるいは部分的に一つの民族的、種族的、人種的または宗教的集団を抹殺する目的で、殺害または重大な身体的傷害、またはある集団の構成員の身体的・社会的状況に対する重大な傷害、もしくは住民の強制移住やその団体全体または一部の抹殺を招来するような状況への集団の移動、ある集団の構成員の間の出生を抑制するような措置の実施、他の

集団への外供の強制移動を命じた者並びに同じ意思をもつて以上行為の何れかを行つた者は何人も、最短五カ年の懲役あるいは極刑に処される。

第一五四条一項 人種、肌の色、国籍または種族的出身に基づいて、國際共同体が認める基本的人権と自由を侵害した者は何人も、六ヵ月以上五年以下の懲役に処せられる。

二項 この条文第一項の处罚は、人間の平等を唱導した理由で団体あるいは個人を迫害するすべての者に適用される。

三項 ある人種の他人種に対する優越思想を流布し、あるいは人種的憎悪を宣伝し、あるいは人種差別を煽動する者は何人も三ヵ月以上三年以下の懲役刑に処される。

29 一九七八年八月二十四日付のユーゴスラビアの第五定期報告書（CERD/C/20/Add. 27）は次のようく述べてある。

『前項の刑法典第1四五条によるも、人種的差別、憎悪、不和並びに不寛容を煽動する目的で結成された団体の構成員は、处罚されることになつてゐる。

市民団体の結成に関する法律によると、その団体の活動が民族的、人種的並びに宗教的憎悪を煽動することを目的としている場合は、その団体の活動を禁止することが出来る（例えは、セルビア社会主義共和国の市民団体結成法第一三条一項）』、など)。

団体の活動を禁止する決定は、内務省の自治体担当部によつてなされる。このような決定に対しては抗告が出来る。しか

し、これも決定の実施を阻止するこひは出来ない。由連体担当部に団体の登録がされており、市民団体の合法化を監督する権限がある。

第一〇条一項　他人の刑事犯罪の実行を意図的に援助した者は何人も、直ちにこれを実行したように处罚される。しかし处罚は減刑される可能性はある。

一項　ことと次の行為は援助したものとみなされる。犯罪を実施する方法について教示あるいは助言を行つこと、犯罪のための道具の提供、犯罪の実行に対する障害の除去、行為の実行に立つて犯罪行為の存在を隠滅したり、犯罪者、犯罪実行のたる道具、その痕跡あるいは犯罪行為の実行を通じて得た現物を隠匿すること、以上である。』

三十　人種差別撤廃委員会は、総会に提出した報告書の中で、次のように述べてある。

『條約第四条につづいて、ユーゴスラビアの新刑法典第一三四五並びに一五四条につづいてのみでなく、報告書の付属文書として添付もれていなかつた第一五四条についての情報も提出するよう懇願會の前会期において、求められていたことが、想起された。報告書の中に強調されている自主管理の概念が、国内のいろいろの異った国籍を持つ人々の間の友好關係の維持について果す役割はどんなものであるか、質問した委員も若干あつた。

民族的憎悪の煽動に対する強制措置に関する議論の際、ユーゴスラビア国外でユーゴスラビア国民に対して犯罪行為を行つ

た外国人は、ユーゴスラビアの刑法典に従つて訴追されるのが石かという質問が行われた。刑法典第一五四条一項に言う

「国際共同体が認める人間の権利と自由」という一句は、国際共同体の構成員の相当数が国際連合の諮議に同意していないうことからして幾分かいまいではないかといつ見解も表明された。

ユーゴスラビア憲法第二五一一条に記す『自主管理』の概念に関する限り、自分達の特有の社会的、文化的利益に関する諸問題を決定してゆくことで充分な独立性を享受してゐる少數民族にとって、極めて重要な意味を持つ原則であることが、認められた。

条約第四条について、ユーゴスラビア代表は、ユーゴスラビアにおいて条約第四条の規定が遵守されるとどうこと報告書は明かにしていると述べた。加えて、刑法典第一三四条に従つて、民族的憎悪並びに不和の煽動は、处罚されるべき犯罪である。

ユーゴスラビア刑法の地域的適用の問題について、代表は、刑法典第一〇七条一項によつて、ユーゴスラビア国外でユーゴスラビアあるいはその国民に対して犯罪行為を行つた外国人は、国内に在るか渡された場合は、五年以下の懲役に処される。次の報告書には、提起された問題点について詳しい報告がされよう。』

六、ザイール

31　ザイールは一九七六年四月二一日に「条約」に加入した。

しかし一九七四年の憲法はすでに『いかなる人種的、民族的並びに宗教的差別行為、またいかなる地方分離宣言……も禁止される』と規定していた。

32　一九六〇年三月十五日の法律第六〇一―一の第一条は、次のように規定している。

『人種、種族集団または信仰团体の間に緊張を惹起、維持するとは促進する可能性のあるものなど、壁やその他の場所への落書き、標章、ヤスチャ―、言葉あるいは表現を標榜する者は、処罰される……。』

一九八〇年三月一〇日のザイールの第一定期報告書(CERD/C/46/Add.4)は次のようつ述べてある。

『第一條は、第一条に規定する異った実体が存在することを何らかの形式で表示するよなお題目、國民あるいはサインを維持するとか、田舎づけるとか、同じように禁止している。』

加えて、一九六六年六月七日の法律第一条の規定の一般的表現に基づいて、私人、國家機關团体、集団が団体によって実行されてゐるかを問はず、煽動、財政的支援その他や人種差別宣伝のような人種差別のあらゆる形態に、刑罰が課せられる。

加えて、ユースチャ―、書き物、絵図あるいは標章その他の方法で、人種的、種族的、部族的または地方的反感や憎悪を顯示した者、反感や憎悪を説教するような行為を行つた者は、何人も处罚される。

人種的または種族的差別行為への加担については、刑法典

第一条、第二十二条、第一二三条は共犯者と從犯者に対しても同様である…………。』

特に入種優越主義と部族主義の防止と处罚に関する一九六六年六月七日の法律六六/三四二号の第一条二項の規定が注目される。この規定は、『公の権力を持つ人によってその権限の行使として違法行為が行われた時は』刑罰が加重されると規定する。人種的、種族的、部族的または地域的差別あるいは憎悪行為を司法当局に報告する義務についても、同じ様な刑罰が適用される。但し、公の権力を持つ者がこの義務を履行することを怠つたとして訴追される時に限る。』

33　人種差別撤廃委員会はしかし乍ら、その総会への報告書の中、次のような見解を示した。

『政党がその性格において部族的であるところ理由によつて政党を完全に禁止することは条約第四条の規定を実施するのではないと考える。報告書には、廢止は「部族主義に対する闘争の最も具体的な表現」をなすと記述されてゐることにあかわらずそつ考そられ。』

また委員会は総会に対する別の報告書の中でも、こゝに次のもつに述べてある。

『法律第六六/三四二号に従つて、共和国大統領は一定のクラフ、団体並びに集団を解散することが出来る。しかし一部の委員会はこの法律に関して、その若干の規定が条約第四条の文言と完全に合致してはいないといつ見解を表明した。』